

# 新型コロナウイルス感染症対策 就学援助費受給対象者の拡充のご案内

申請期間:2021年2月15日(月)~2021年3月10日(水) ※新小学1年生は2021年4月30日(金)まで

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、1月13日に発出された緊急事態宣言の影響で、家計が悪化したままの経済的に就学が困難な状況にある保護者で、下記に該当される方に一定期間、学用品費や給食費などの一部を援助します。

**対象者** (豊岡市立小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者)

2021年1月~3月の収入をもとに算出した1年間の所得見込額が、就学援助費を受給している方と同じ水準(※1)となっている方。ただし、すでに就学援助の認定を受けている方は除きます。

(※1)【参考】世帯全体の所得額のめやす(2020年度) (円)

世帯人員数	2人	3人	4人	5人
所得額合計(基準額)	1,655,000	2,247,000	2,870,000	3,401,000

- ・世帯構成・年齢などにより、基準額は変わります。
  - ・世帯員の所得の合計額が基準額未満である場合、就学援助費の受給対象となります。
- ※所得は、給与収入がある場合は「給与所得控除後の金額」、年金収入がある場合は「公的年金等控除後の金額」等の金額のことです。

○申請に必要な書類 (申請書類は、こども教育課(市役所6階)、各学校、各振興局地域振興課にあります。)

- ・就学援助申請書兼世帯表
- ・就学援助費振込口座報告書
- ・簡易な収入見込額の申立書

添付書類:2021年1月~3月のうち、任意の月の収入額及び経費が分かる書類の写し

- ・給与収入… 給与明細など収入額が分かる書類
  - ・事業収入又は不動産収入… 帳簿など収入額等が分かる書類
  - ・年金収入… 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類
- ・その他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

上記の書類をもとに、1年分の所得見込額を算出し、審査を行います。

○申請期間

2021年2月15日(月)~2021年3月10日(水) ※新小学1年生は2021年4月30日(金)まで  
※2021年4月に小・中学校入学予定の児童生徒がいる保護者には、「新入学児童生徒学用品費」を支給します。

○提出先 持参もしくは郵送

豊岡市教育委員会 こども教育課 学務係 (〒668-8666 豊岡市中央町2-4)

○支給期間

2021年1月分~2021年6月分まで (新小学1年生は2021年4月分~6月分まで)

2021年7月以降は、確定した前年所得(2020年1月~12月)で審査を行います。受給を希望する場合は申請が必要です。

就学援助の支給を希望される場合は、こども教育課(Tel23-1451)までご相談ください。